

判決年月日	平成 2 7 年 1 1 月 5 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成26年(ネ)10082号		
○特許法 2 9 条 1 項 3 号に該当するというためには、刊行物が不特定又は多数の者において閲覧可能な状態になることを要する。			

(関連条文) 特許法 2 9 条 1 項 3 号, 7 0 条

(関連する権利番号等) 特許第 3 5 9 0 4 6 4 号

本件は、発明の名称を「4 H型単結晶炭化珪素の製造方法」とする本件特許権を有する控訴人が、被控訴人が控訴人方法で製造された被控訴人製品を業として輸入し、販売し、又は販売のために展示する行為は、本件特許を侵害する行為であると主張し、被控訴人に対し、特許法 1 0 0 条 1 項に基づき、特許権の存続期間満了日までの被控訴人製品の輸入販売等の差止めを求めた事案である。

原判決は、控訴人の請求を棄却したため、控訴人が控訴した。

本判決は、被控訴人方法は本件発明の技術的範囲に属し、本件発明は被控訴人が主張した 8 つの無効理由は全て理由がなく特許無効審判により無効にされるべきものであるとはいえないから、被控訴人方法により製造された 4 H型単結晶炭化珪素インゴットからなる被控訴人製品の輸入、販売又は販売のための展示は、本件特許権を侵害するとして、原判決を取り消し、控訴人の請求を認容した。

無効理由 5 (引用例 2 に基づく新規性欠如) について、被控訴人は、引用例 2 (「S I C S T A T I C I N D U C T I O N T R A N S I S T O R S」。海軍研究事務所のために行われたプログラムに関する最終レポート) は、米国国防技術情報センター (D T I C) が平成 7 年 1 0 月 1 7 日に受領し、同年 1 1 月 1 7 日頃に米国商務省科学技術情報サービス (N T I S) に送付されたことにより、特許法 2 9 条 1 項 3 号の頒布された刊行物に該当すると主張したところ、本判決は、以下のとおり判示した。

特許法 2 9 条 1 項 3 号に該当するというためには、刊行物が不特定又は多数の者において閲覧可能な状態になることを要すると解される。

しかし、D T I C が引用例 2 を受領し、その電子文書管理システムに格納し、D T I C 目録に載せて索引を付した段階では、引用例 2 にアクセスをすることができた者は、「D T I C の登録ユーザである国防省及び連邦職員、並びにその契約者 (一般市民は含まれない)」に限られていたというのであるから、引用例 2 が、上記当時、不特定又は多数の者において閲覧可能な状態であったとの事実を認めるに足りない。

かえって、D T I C は公衆に対して文献を頒布しておらず、公衆への文献の頒布は N T

I Sが行っており、引用例２については、N T I Sを通じて公衆への頒布が可能となったのは、本件特許の出願日の後である平成８年３月１５日であることが認められる。このように、引用例２が不特定又は多数の者において閲覧可能な状態となったのは、平成８年３月１５日以降のことであると認められるから、引用例２は、本件特許の出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物であるということとはできない。

以上によれば、本件発明は、引用例２に基づき、本件特許の出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明であるということとはできない。

したがって、無効理由５は理由がない。